



家庭で不要になった「混合粗大ごみ」の受入れをします

家庭から出るごみが対象となりますので、事業所のごみの持ち込みはできません。
混合粗大ごみ以外は受け入れを行いませんので、ご注意ください。

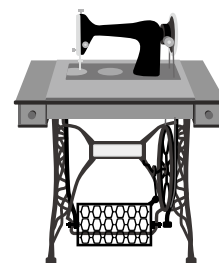
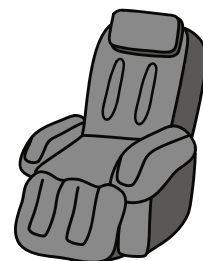
【混合粗大ごみとは】

燃える物と燃えない物が一緒になっていて、自力での分別が困難なもの

例) 電気毛布、電気カーペット、スプリング入りソファ、マッサージチェア、オルガン、木製の台付きミシン、ゴルフバッグ

※ねじ等で接合しており、容易に分解できるものは持ち込みできません。

※係員が混合粗大ごみではないと判断した場合、受け入れできないことがありますので予めご了承ください。(木製の家具類は、可燃粗大ごみです。)



◆日時 11月14日(日) 9時～12時 13時～15時

◆持ち込み場所 名和クリーンセンター(高田2651-4)

◆手数料 10kgあたり210円(持ち込み場所で、現金でお支払いください。)

◆当日の連絡先 名和クリーンセンター ☎0859-54-5352

※当日は混雑のため電話がつながりにくくなることが予想されます。お問い合わせ等は可能な限り、11月12日(金)までに住民課へお願いします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、急きょ中止とする場合はホームページや防災無線等でお知らせします。

☎ 住民課 ☎0859-54-5210



納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

納付した国民年金保険料は、全額が社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。控除を受けるには「保険料の納付額を証明する書類」を添付して年末調整または確定申告を行う必要があります。

該当の方には、日本年金機構より「社会保険料控除証明書」が送付されます。確定申告や年末調整の際に使用してください。

〈送付時期〉

- ①令和3年1月1日から9月30日までの間に保険料を納付された方
→10月下旬から11月上旬
 - ②令和3年10月1日以降に今年初めて保険料を納付された方
→令和4年2月上旬
- ※万が一、紛失された場合はお近くの年金事務所で再発行できます。

控除の対象となるのは令和3年1月から12月までに納められた保険料の全額です。過年度分や追納された保険料も含まれます。また、ご家族の保険料を納付した場合も、社会保険料控除の申告に加えることができます。

国民年金制度は、税法上とても有利だけでなく、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

控除証明書に関するお問い合わせ

日本年金機構米子年金事務所 ☎0859-34-6111

ねんきん加入者ダイヤル ☎0570-003-004

11月は

「ねんきん月間」です

この機会に年金加入状況の確認を！